

**森林法、同施行令、同施行規則、
岐阜県森林法施行細則等**

1 森林法

森 林 法 (抄)

昭和 26 年 6 月 26 日法律第 249 号
最終改正：令和 6 年 4 月 1 日法律第 63 号

(この法律の目的)

第 1 条 この法律は、森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定めて、森林の保続培養と森林生産力の増進とを図り、もつて国土の保全と国民経済の発展とに資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において「森林」とは、左に掲げるものをいう。但し、主として農地又は住宅地若しくはこれに準ずる土地として使用される土地及びこれらの上にある立木竹を除く。

(1) 木竹が集団して生育している土地及びその土地の上にある立木竹

(2) 前号の土地の外、木竹の集団的な生育に供される土地

2 この法律において「森林所有者」とは、権原に基き森林の土地の上に木竹を所有し、及び育成することができる者をいう。

3 この法律において「国有林」とは、国が森林所有者である森林及び国有林野の管理経営に関する法律（昭和 26 年法律第 246 号）第 10 条第 1 号 に規定する分収林である森林をいい、「民有林」とは、国有林以外の森林をいう。

(承継人に対する効力)

第 3 条 この法律又はこの法律に基く命令の規定によつてした処分、手続その他の行為は、森林所有者、権原に基き森林の立木竹の使用若しくは収益をする者又は土地の所有者若しくは占有者の承継人に対しても、その効力を有する。

(地域森林計画)

第 5 条 都道府県知事は、全国森林計画に即して、森林計画区別に、その森林計画区に係る民有林（その自然的経済的社会的諸条件及びその周辺の地域における土地の利用の動向からみて、森林として利用することが相当でないと認められる民有林を除く。）につき、5 年ごとに、その計画をたてる年の翌年 4 月 1 日以降 10 年を 1 期とする地域森林計画をたてなければならない。

2 地域森林計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) その対象とする森林の区域

(2) 森林の有する機能別の森林の所在及び面積並びにその整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(3) 伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

(4) 造林面積その他造林に関する事項

(5) 間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項

(6) 公益的機能別施業森林の区域（以下「公益的機能別施業森林区域」という。）の基準その他公益的機能別施業森林の整備に関する事項

(7) 林道の開設及び改良に関する計画、搬出方法を特定する必要がある森林の所在及びその搬出方法その他林産物の搬出に関する事項

(8) 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

(11) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に関する事項

(12) 保安林の整備、第 41 条の保安施設事業に関する計画その他保安施設に関する事項

- 3 地域森林計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、森林の整備及び保全のために必要な事項を定めるよう努めるものとする。
- 4 第4条第3項の規定は、地域森林計画に準用する。
- 5 都道府県知事は、森林の現況、経済事情等に変動があつたため必要と認めるときは、地域森林計画を変更することができる。

(地域森林計画等の遵守)

第8条 森林所有者その他権原に基づき森林の立木竹又は土地の使用又は収益をする者は、地域森林計画に従つて施業し、又は森林の土地の使用若しくは収益をすることを旨としなければならない。

2 (略)

(開発行為の許可)

第10条の2 地域森林計画の対象となつている民有林(第25条又は第25条の2の規定により指定された保安林並びに第41条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法(昭和31年法律第101号)第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。)において開発行為(土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模をこえるものをいう。以下同じ。)をしようとする者は、農林水産省令で定める手続に従い、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号の1に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 国又は地方公共団体が行なう場合
 - (2) 火災、風水害その他の非常災害のために必要な応急措置として行なう場合
 - (3) 森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で農林水産省令で定めるものの施行として行なう場合
- 2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、これを許可しなければならない。
- (1) 当該開発行為をする森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。
 - (1)の2 当該開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること。
 - (2) 当該開発行為をする森林の現に有する水源のかん養の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。
 - (3) 当該開発行為をする森林の現に有する環境の保全の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること。
- 3 前項各号の規定の適用につき同項各号に規定する森林の機能を判断するに当たっては、森林の保続培養及び森林生産力の増進に留意しなければならない。
- 4 第一項の許可には、条件を附することができる。
- 5 前項の条件は、森林の現に有する公益的機能を維持するために必要最小限度のものに限り、かつ、その許可を受けた者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。
- 6 都道府県知事は、第1項の許可をしようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

(監督処分)

第10条の3 都道府県知事は、森林の有する公益的機能を維持するために必要があると認めるときは、前条第1項の規定に違反した者若しくは同項の許可に附した同条第4項の条件に違反して開発行為をした者又は偽りその他の不正な手段により同条第1項の許可を受けて開発行為をした者に対し、その開発行為の中止を命じ、又は期間を定めて復旧に必要な行為をすべき旨を命ずることができる。

(適用除外)

第 10 条の 4 この章の規定は、試験研究の目的に供している森林で農林水産大臣の指定するものその他農林水産省令で定める森林には適用しない。

（森林の土地の所有者となつた旨の届出等）

第 10 条の 7 の 2 地域森林計画の対象となつてゐる民有林について、新たに当該森林の土地の所有者となつた者は、農林水産省令で定める手続に従い、市町村の長にその旨を届け出なければならない。ただし、国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）第 23 条第 1 項の規定による届出をしたときは、この限りでない。

2 市町村の長は、前項本文の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る民有林が第 25 条若しくは第 25 条の 2 の規定により指定された保安林又は第 41 条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林であるときは、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に当該届出の内容を通知しなければならない。

（伐採及び伐採後の造林の届出等）

第 10 条の 8 森林所有者等は、地域森林計画の対象となつてゐる民有林（第 25 条又は第 25 条の 2 の規定により指定された保安林及び第 41 条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林を除く。）の立木を伐採するには、農林水産省令で定める手続に従い、あらかじめ、市町村の長に森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採齢、伐採後の造林の方法、期間及び樹種その他農林水産省令で定める事項を記載した伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 略

(2) 第 10 条の 2 第 1 項の許可を受けた者が当該許可に係る同項の開発行為をするために伐採する場合

(3)～(12) 略

2～3 略

（伐採及び伐採後の造林の計画の変更命令等）

第 10 条の 9 市町村の長は、前条第 1 項の規定により提出された届出書に記載された伐採面積、伐採方法若しくは伐採齢又は伐採後の造林の方法、期間若しくは樹種に関する計画が市町村森林整備計画に適合しないと認めるときは、当該届出書を提出した者に対し、その伐採及び伐採後の造林の計画を変更すべき旨を命ずることができる。

(2) 略

(3) 市町村の長は、前条第 1 項の規定により届出書を提出した者の行つてゐる伐採又は伐採後の造林が当該届出書に記載された伐採面積、伐採方法若しくは伐採齢又は伐採後の造林の方法、期間若しくは樹種に関する計画に従つていないと認めるときは、その者に対し、その伐採及び伐採後の造林の計画に従つて伐採し、又は伐採後の造林をすべき旨を命ずることができる。

第 206 条 次の各号のいずれかに該当する者は、3 年以下の懲役又は 300 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 10 条の 2 第 1 項の規定に違反し、開発行為をした者

(2) 第 10 条の 3 の規定による命令に違反した者

(3)～(4) 略

2 森林法施行令

森林法施行令（抄）

〔昭和 26 年 7 月 31 日政令第 276 号
最終改正：令和 5 年 4 月 1 日政令第 313 号〕

（開発行為の規模）

第 2 条の 3 法第 10 条の 2 第 1 項 の政令で定める規模は、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める規模とする。

- (1) 専ら道路の新設又は改築を目的とする行為 当該行為に係る土地の面積 1 ヘクタールで、かつ、道路（路肩部分及び屈曲部又は待避所として必要な拡張部分を除く。）の幅員 3 メートル
- (2) 太陽光発電設備の設置を目的とする行為 当該行為に係る土地の面積 0.5 ヘクタール
- (3) 前 2 号に掲げる行為以外の行為 当該行為に係る土地の面積 1 ヘクタール

3 森林法施行規則

森林法施行規則（抄）

昭和 26 年 8 月 1 日農林省令第 54 号
最終改正：令和 6 年 4 月 1 日農林水産省令第 64 号

（開発行為の許可の申請）

第 4 条 法第 10 条の 2 第 1 項の許可を受けようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添え、都道府県知事に提出しなければならない。

- (1) 開発行為に係る森林の位置図及び区域図
- (2) 開発行為に関する計画書
- (3) 開発行為に係る森林について当該開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を得ていることを証する書類
- (4) 許可を受けようとする者（独立行政法人等登記令（昭和 39 年政令第 28 号）第 1 条 に規定する独立行政法人等を除く。）が、法人である場合には当該法人の登記事項証明書（これに準ずるものを含む）、法人でない団体である場合には代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類、個人の場合にはその住民票の写し若しくは個人番号カード、（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類
- (5) 開発行為に関し、他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合には、当該処分に係る申請の状況を記載した書類（既に処分があったものについては、当該処分があったことを証する書類）
- (6) 開発行為を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類
- (7) 前各号に掲げるもののほか、都道府県知事が必要と認める書類

（開発行為の許可を要しない事業）

第 5 条 法第 10 条の 2 第 1 項第 3 号の農林水産省令で定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする事業とする。

- (1) 鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設
- (2) 軌道法（大正 10 年法律第 76 号）による軌道又は同法 が準用される無軌条電車の用に供する施設
- (3) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条 に規定する学校（大学を除く。）
- (4) 土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 2 条第 2 項第 1 号 に規定する土地改良施設及び同項第 2 号 に規定する区画整理
- (5) 放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 2 条第 2 号 に規定する基幹放送の用に供する放送設備
- (6) 漁港漁場整備法（昭和 25 年法律第百 37 号）第 3 条 に規定する漁港施設
- (7) 港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項 に規定する港湾施設
- (8) 港湾法第 2 章 の規定により設立された港務局が行う事業（前号に該当するものを除く。）
- (9) 道路運送法（昭和 26 年法律第百 83 号）第 2 条第 8 項 に規定する一般自動車道若しくは専用自動車道（同法第 3 条第 1 号の一般旅客自動車運送事業若しくは貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）第 2 条第 2 項 に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供するものに限る。）又は同号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）若しくは貨物自動車運送事業法第 2 条第 2 項 に規定する一般貨物自動車運送事業（同条第 6 項 に

規定する特別積合せ貨物運送をするものに限る。)の用に供する施設

- (10) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館
- (11) 航空法（昭和27年法律第231号）による公共の用に供する飛行場に設置される施設で当該飛行場の機能を確保するため必要なもの若しくは当該飛行場を利用する者の利便を確保するため必要なもの又は同法第2条第5項に規定する航空保安施設で公共の用に供するもの
- (12) ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第13項に規定するガス工作物（同条第5項に規定する一般ガス導管事業の用に供するものに限る。）
- (13) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第2条第1項に規定する土地区画整理事業
- (14) 工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第2条第6項に規定する工業用水道施設
- (15) 自動車ターミナル法（昭和34年法律第百36号）第2条第5項に規定する一般自動車ターミナル
- (16) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第8号に規定する一般送配電気事業、同項第十号に規定する送電事業又は同項第十一号の二に規定する配電事業の用に供する同項第18号に規定する電気工作物
- (17) 都市計画法（昭和43年法律第百号）第4条第15項に規定する都市計画事業（第13号に該当するものを除く。）
- (18) 熱供給事業法（昭和47年法律第88号）第2条第4項に規定する熱供給施設
- (19) 石油パイプライン事業法（昭和47年法律第105号）第5条第2項第2号に規定する事業用施設（適用除外）

第6条 法第10条の4の農林水産省令で定める森林は、宗教法人法（昭和26年法律第126号）第3条の境内地（同条第2号及び第3号に掲げる土地を除く。）たる森林（保安林又は保安施設地区内の森林を除く。）とする。

- 2 森林所有者は、その森林につき法第10条の4の農林水産大臣の指定を受けようとするときは、指定申請書（2通）に図面を添え、農林水産大臣に提出しなければならない。
- 3 農林水産大臣は、前項の指定をしたときは、その旨を関係都道府県知事及び関係市町村の長に通知するものとする。

4 岐阜県森林法施行細則

岐阜県森林法施行細則（抄）

昭和 53 年 10 月 2 日 規則第 108 号
最終改正令和 3 年 3 月 31 日 規則第 142 号

（趣旨）

第 1 条 この規則は、森林法（昭和 26 年法律第 249 号。以下「法」という。）、森林法施行令（昭和 26 年政令第 276 号。以下「令」という。）及び森林法施行規則（昭和 26 年農林省令第 54 号）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（開発許可の変更）

第 5 条 法第 10 条の 2 第 1 項の許可（以下「開発許可」という。）を受けた者（以下「林地開発事業者」という。）が当該開発許可を受けて行う開発行為の内容の変更をするために、更に開発許可を受けようとする場合における申請書の様式は、林地開発許可変更申請書（別記第 2 号様式）のとおりとする。この場合において、森林法施行規則第 4 条の規定により同様式に添付することとされている同条各号に規定する書類のうち変更のないものについては、添付することを要しない。

（標識の掲示）

第 6 条 知事は、林地開発事業者に対し、当該開発許可に係る工事の期間中、当該工事場所の見やすい位置に林地開発許可標識（別記第 3 号様式）を掲示するよう指導するものとする。

（工事の着手の届出）

第 7 条 林地開発事業者は、当該開発許可に係る工事に着手したときは、林地開発行為着手届（別記第 4 号様式）を知事に提出しなければならない。

（工事の中止等の届出）

第 8 条 林地開発事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める届出書を知事に提出しなければならない。

- (1) 当該開発許可に係る工事を中止しようとするとき。林地開発行為中止届（別記第 5 号様式）
- (2) 当該開発許可に係る工事を廃止しようとするとき。林地開発行為廃止届（別記第 6 号様式）
- (3) 当該開発許可に係る工事を中止した後再開しようとするとき。林地開発行為再開届（別記第 7 号様式）

（工事の完了の届出）

第 9 条 林地開発事業者は、当該開発許可に係る工事を完了したときは、林地開発行為完了届（別記第 8 号様式）を知事に提出しなければならない。

（災害発生の届出）

第 10 条 林地開発事業者は、当該開発許可に係る工事の期間中に、当該開発区域において災害が発生したときは、その旨を知事に届け出なければならない。

（地位の承継の届出）

第 12 条 林地開発事業者の地位を承継した者は、林地開発行為地位承継届（別記第 10 号様式）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による届出をした者に対し、当該開発許可に係る工事を施行するための権原を取得したことを証する書類の提出を求めるものとする。

5 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		開発の許可
根拠法令及び条項		森林法第10条の2第1項（昭和26年法律第249号）
所管部局課室係名		林政部森林保全課森林管理係 農林事務所林業課 (内線：4412) (内線：)
審 査 基 準	関係条項	
	基 準 (未設定の場合の理由)	別紙 {「林地開発許可事務処理要領」(平成20年3月26日付け治第1617号岐阜県林政部長通知)、「林地開発許可審査基準」(平成20年3月26日付け治第1618号岐阜県林政部治山課長通知)、「林地開発許可審査基準の細則について」(平成20年3月26日付け治第1619号岐阜県林政部治山課長通知)及び「林地開発許可審査基準の運用について」(平成20年3月26日付け治第1620号岐阜県林政部治山課長通知)} のとおりとする。
	参考事項	林野庁編「林地開発許可業務必携」 日本治山治水協会
	設定等年月日	平成6年10月1日（平成20年3月26日変更）
	標準処理期間 (未設定の場合の理由)	総日数80日（県の休日を除く） (県庁及び所管以外の農林事務所で受領した場合、総日数85日（県の休日を除く）)
標 準 処 理 期 間	内 訳	経由期間 日（県庁及び所管以外の農林事務所で受領した場合は、5日間追加できる） 協議期間 日（ ） 処分期間80日（農林事務所）
	設定等年月日	平成6年10月1日（平成13年9月3日変更）
	備 考	

6 不利益処分の処分基準

処 分 名		開発行為の中止、復旧命令等
根拠法令及び条項		森林法第10条の3（昭和26年法律第249号）
所管部局課室係名		林政部森林保全課森林管理係 農林事務所林業課 (内線：4412) (内線：)
審 査 基 準	関係条項	
	基 準 (未設定の場合の理由)	法令の規定において判断基準が言い尽くされているため設定不要。 森林法第10条の3 都道府県知事は、森林の有する公益的機能を維持するために必要があると認めるときは、前条第1項の規定に違反した者若しくは同項の許可に附した同条第4項の条件に違反して開発行為をした者又は偽りその他の不正な手段により同条第1項の許可を受けて開発行為をした者に対し、その開発行為の中止を命じ、又は期間を定めて復旧に必要な行為をすべきを命ずることができる。
	参考事項	林野庁編「林地開発許可業務必携」 日本治山治水協会
	設定等年月日	平成 年 月 日（平成 年 月 日変更）
備 考		

7 国又は地方公共団体とみなす法人（平成31年4月1日現在）

開発行為の許可制に関する事務の取扱いについて（抄）

〔平成14年3月29日付け 13林整治第2396号
最終改正：令和4年11月15日付け 4林整治第1187号〕

第1 開発行為の許可対象（森林法第10条の2第1項関係事項）

4 対象外の開発行為

- (1) 「国又は地方公共団体が行なう場合」は、開発行為の許可制は適用されない（法第10条の2第1項第1号）。

国及び地方公共団体（国又は地方公共団体とみなされる法人を含む。）の行う開発行為が許可制の適用対象外とされている理由は、制度運用の当事者又は行政組織を通じ制度趣旨等が貫徹されるためである。

なお、独立行政法人都市再生機構（独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号）以下「機構法」という。）附則第12条第1項第1号又は第2号の業務（同号の業務にあつては、公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律（平成17年法律第78号）第3条の規定による改正前の機構法第11条第2項第1号又は第2号の業務に限る。）として行う場合に限る。）、国立研究開発法人森林研究・整備機構及び独立行政法人水資源機構並びに地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社は、法第10条の2第1項第1号の国又は地方公共団体とみなされる。